

建設業許可及び経営事項審査への電子申請の導入について

建設業法に基づく建設業許可及び経営事項審査について、令和5年1月10日から電子申請を導入しますので、お知らせします。

記

1 概要

- ・会社や自宅のパソコンを使用して、インターネットから申請ができるようになります。
- ・これまで来庁に要していた時間や郵送手続に要していた費用が削減できるほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながります。

2 対象となる手続

| 建設業許可 | 経営事項審査 |
|-------------------|-----------------|
| 許可申請（新規・更新等） | 経営事項審査申請 |
| 変更等の届出（事業者の基本情報等） | （経営規模等評価、総合評定値） |
| 廃業等の届出 | 再審査申請 |
| 決算報告 | （経営規模等評価、総合評定値） |

3 電子申請システム

- ・以下の国土交通省のホームページで、システムの概要や説明動画をご覧ください。
- ・なお、システムの操作マニュアルは、後日公開される予定です。

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

4 電子申請の導入等に伴う改正事項（※書面申請の場合にも適用されます。）

（1）建設業許可について

- ・許可番号の引継（個人事業主の事業承継、法人成り等）については、新規許可申請と認可申請（建設業法改正により令和2年10月から実施）で行っておりますが、認可申請の定着を踏まえ、認可申請に統一します。
- ・なお、許可失効後の申請（うっかり失効申請）に係る許可番号の引継は廃止します。（令和5年1月1日適用）

（2）経営事項審査について（※詳細は別添の資料をご覧ください。）

- ・審査項目の改正に伴い、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況等の項目が追加されます。（令和5年1月1日適用）
- ・電子申請の導入に伴い、提出書類を簡素化します。（令和5年1月1日適用）
- ・電子申請により、速やかに結果通知を送付できるようになることから、審査完了票を廃止します。（令和5年4月1日適用）